

議案第 80 号

三田市立学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

三田市立学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部
を改正する条例を次のとおり定める。

平成 27 年 11 月 27 日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

三田市立学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する
条例の一部を改正する条例

三田市立学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和
43年三田市条例第3号）の一部を次のように改正する。

付則第3条第1項中「2が支給される」を「数が2である」に改め、同項の表を
次のように改める。

傷病補償年金	厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下この表において「平成24年一元化法」という。）附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金（以下この条において「障害厚生年金等」という。）	0.86
	国民年金法による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金及び平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち障害共済年金又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共済法（以下この表において「旧農林共済法」という。）による障害共済年金の事由と同一の事由により支給される障害基礎年金を除く。以下この条において同	0.88

	じ。)	
	昭和60年法律第34号第5条の規定による改正前の船員保険法（昭和14年法律第73号。以下この条において「旧船員保険法」という。）による障害年金	0.75
	昭和60年法律第34号第3条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下この条において「旧厚生年金保険法」という。）による障害年金	0.75
	旧国民年金法による障害年金	0.89
障害補償年金	障害厚生年金等	0.83
	国民年金法による障害基礎年金	0.88
	旧船員保険法による障害年金	0.74
	旧厚生年金保険法による障害年金	0.74
	旧国民年金法による障害年金	0.89
遺族補償年金	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金（次項において「遺族厚生年金等」という。）	0.84
	国民年金法による遺族基礎年金（昭和60年法律第34号附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金及び平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち遺族共済年金又は旧農林共済法による遺族共済年金の事由と同一の事由により支給される遺族基礎年金を除く。次項において同じ。）又は国民年金法による寡婦年金	0.88
	旧船員保険法による遺族年金	0.80

	旧厚生年金保険法による遺族年金	0.80
	旧国民年金法による母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.90

付則第3条第2項中「厚生年金保険法の規定による障害厚生年金」を、「障害厚生年金等」に、「国民年金法の規定による」を「国民年金法による」に、「厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金」を「遺族厚生年金等」に改め、同条第3項中「2が支給される」を「数が2である」に改め、同項の表を次のように改める。

障害厚生年金等	0.86
国民年金法による障害基礎年金	0.88
旧船員保険法による障害年金	0.75
旧厚生年金保険法による障害年金	0.75
旧国民年金法による障害年金	0.89

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成27年10月1日から適用する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の三田市立学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）付則第3条の規定は、この条例の適用の日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた年金たる損害補償及び休業補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る年金たる損害補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る年金たる損害補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正前の三田市立学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「旧条例」という。）付則第3条の規定に基づいて適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に新条例の適用を受ける者に支給された旧条例の規定に基づく年金たる損害補償及び休業補償は、新条例による年金たる損害補償及び休業補償の内払とみなす。